

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の 使用促進について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

当院は、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針を踏まえて、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品の使用を積極的に採用しています。

後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集評価し、その結果を踏まえ後発医薬品の採用を決定する体制を整備しています。

※医薬品の供給状況に応じて投与する薬剤を変更する可能性がある又は変更する場合には患者さんに十分説明を行います。

ご不明な点がございましたら、主治医または薬剤師にお尋ねください。

相澤東病院長